

○東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
(平成十二年四月一日条例第四十三号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
 - 第2章 廃棄物の適正処理(第4条―第8条)
 - 第3章 廃棄物処理手数料(第9条―第13条)
 - 第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第14条―第17条)
 - 第5章 雑則(第18条―第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「組合」という。)が管理運営する処理施設等で受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 転居廃棄物 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出されたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせず、所に所定の場所まで運搬し、特別区の区長又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 処理施設 組合が管理運営するごみ処理施設(第六号に規定する運搬施設を除く。)をいう。
- (5) 投入施設 組合が管理運営するし尿を公共下水道に投入するための施設をいう。
- (6) 運搬施設 組合が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。

(平一五条例四・平二三条例一〇・一部改正)

(処理対象廃棄物)

第3条 管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条第一項に規定する一般廃棄物処理計画に適合する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物
- (2) その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物

第2章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第4条 管理者は、法第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 管理者は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

3 管理者は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理する場合は、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理)

第5条 管理者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃

棄物を処理しなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理の基準は、東京二十三区清掃一部事務組合規則(以下「組合規則」という。)で定める。

(平二三条例一〇・一部改正)

(中小企業者等の産業廃棄物)

第6条 管理者は、組合規則で定める中小企業者から排出される産業廃棄物その他処理施設で処理することが必要であると認める産業廃棄物(以下「中小企業者等の産業廃棄物」という。)を処理することができる。

2 管理者は、中小企業者等の産業廃棄物を処理する場合には、その受入れに関し必要な事項を定め、これを告示するものとする。

(平二三条例一〇・一部改正)

(受入基準)

第7条 廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に従わなければならない。

(平二三条例一〇・平二四条例二・一部改正)

(受入拒否)

第8条 管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

(1) 前条の受入基準に従わないとき。

(2) その他管理者が受け入れることが適当でないとき。

(平二四条例二・一部改正)